

7 資 審 第 1 号

令和 7 年 4 月 16 日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準等の設定に係る諮問について（答申）

令和 7 年 3 月 28 日付け 6 消安第 7579 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた、L-カルニチンを含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を別紙のとおり改正することは適当と認める。

L—カルニチンを含む飼料について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）において、次の事項を飼料の製造の方法の基準として定めること（下線部が改正部分）。

1. 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
（2）飼料一般の製造の方法の基準

タ L—カルニチンは、種豚（体重がおおむね120kgを超えたものに限る。）
及び種豚育成中の豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料
を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

7 資 審 第 2 号
令和 7 年 4 月 16 日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

飼料添加物の指定等に係る諮問について（答申）

令和 7 年 3 月 28 日付け 6 消安第 7838 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

- 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号）第 1 条に規定する飼料添加物の用途に関し、既に第 3 号の用途に供するものとして指定されている飼料添加物のうち、第 4 号として新設する「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」の効果が確認された別紙のものについて、その位置付けを第 3 号から第 4 号に改めることは適当と認める。
- 2 上記「1」に伴う、その他所要の改正を行うことは適当と認める。

別紙

飼料添加物名	対象家畜
サリノマイシンナトリウム	・鶏（ブロイラーを除く）：幼すう、中すう ・ブロイラー：前期、後期
センデュラマイシンナトリウム	・鶏（ブロイラーを除く）：幼すう、中すう ・ブロイラー：前期、後期
ナラシン	・鶏（ブロイラーを除く）：幼すう、中すう ・ブロイラー：前期、後期
モネンシンナトリウム	・鶏（ブロイラーを除く）：幼すう、中すう ・ブロイラー：前期、後期
	・牛：ほ乳期
ラサロシドナトリウム	・鶏（ブロイラーを除く）：幼すう、中すう ・ブロイラー：前期、後期
スルファキノキサリン	・鶏（ブロイラーを除く）：幼すう、中すう ・ブロイラー：前期、後期
ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム	・鶏（ブロイラーを除く）：幼すう、中すう ・ブロイラー：前期、後期
アンプロリウム	・鶏（ブロイラーを除く）：幼すう、中すう ・ブロイラー：前期、後期
エトパベート	・鶏（ブロイラーを除く）：幼すう、中すう ・ブロイラー：前期、後期
ナイカルバジン	・ブロイラー：前期
クエン酸モランテル	・豚：ほ乳期、子豚期